

衆議院農林水産委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 3 月 15 日（火）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出第 19 号）

- ・金子農林水産大臣、武部農林水産副大臣、宮崎農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立民、維新、公明、国民、共産、有志）
- ・築和生君外 6 名（自民、立民、維新、公明、国民、共産、有志）から提出された附帯決議案について、金子恵美君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立民、維新、公明、国民、共産、有志）
（質疑者）古川康君（自民）、稲津久君（公明）、金子恵美君（立民）、渡辺創君（立民）、大串博志君（立民）、池畑浩太郎君（維新）、空本誠喜君（維新）、長友慎治君（国民）、田村貴昭君（共産）、北神圭朗君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

古川康君（自民）

- （1） 有明海におけるノリの不作に対して作れい、海底耕うんによる環境整備とともに、経営支援を行う必要性
- （2） 土地改良法の一部を改正する法律案関係
 - ア 急施の豪雨対策が可能となることによる地域への効果
 - イ 土地改良事業に係る国の予算、地方財政措置及び市町村における技術者の状況に対する認識
 - ウ 国、都道府県、市町村、土地改良区等と地域振興を推進する団体とが一体となって農地中間管理機構関連事業を進める必要性

稲津久君（公明）

- （1） 原油価格高騰関係
 - ア 機動的な対策を講ずる必要性
 - イ 農林水産大臣が政策を力強く発信する必要性
- （2） 土地改良法の一部を改正する法律案関係
 - ア 小規模の土地改良区に関する役員定数等の特例措置を講じなかった理由及び組織変更後の法人による土地改良施設の適正な維持管理の在り方
 - イ 急施の防災事業を拡充した理由並びに「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（平成 31 年法律第 17 号）及び「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和 2 年法律第 56 号）（以下「ため池 2 法」という。）との整合性
 - ウ 現行制度における土地改良事業団体連合会による技術的な援助では不十分であった事項、土地改良事業団体連合会による工事受託を可能とした理由及び受託可能となる業務内容

金子恵美君（立民）

- （1） 東日本大震災被災地域の営農再開関係
 - ア 営農再開への支援及び被災地の土地改良区に対する支援の必要性

- イ 農地・農業用施設に係る復旧・復興が完了するまで復興予算の弾力的な運用を求める要請に対する農林水産大臣の所見
 - ウ 営農再開支援を柔軟に行う必要性
- (2) 土地改良法の一部を改正する法律案関係
- ア 急施の防災事業を拡充する理由及びため池2法との役割分担
 - イ 急施の豪雨対策の拡充に当たって、事業要件の透明性の確保及び適切な運用を図る必要性
 - ウ 土地改良区の組織変更後における地域の農業を守るための支援策の在り方

渡辺創君（立民）

土地改良法の一部を改正する法律案関係

- ア 地震対策に係る急施の防災事業の実績に地域差が生じている理由
- イ 通常土地改良事業の手続によりため池の防災事業に着手した後、工事着手前に令和2年7月豪雨により被災した事例について、急施の手続で回避できた可能性
- ウ 原則として事業参加資格者の同意を求めない急施の防災事業においても農業者の意向に留意する必要性
- エ 急施の防災対策の拡充により農業者に対するデメリットが生じる可能性
- オ 地震対策に係る急施の防災事業を創設した平成29（2017）年の法改正において豪雨対策を含めなかったことの是非
- カ 近年の土地改良区の解散の状況及び農林水産省の見解
- キ 農村、地域、社会的公共性の観点から組織変更制度を創設する意義

大串博志君（立民）

- (1) 有明海におけるノリの不作について、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」（平成14年法律第120号）に基づく赤潮等による漁業被害者等の救済措置を発動する必要性
- (2) 諫早湾干拓について様々な立場の関係者がバランスよく一堂に会する場に参加する意思があるというこれまでの農林水産大臣の考えを金子大臣も踏襲することの確認
- (3) 土地改良法の一部を改正する法律案関係
 - ア 急施の防災事業の拡充に伴うため池工事実施箇所数
 - イ 農地中間管理機構関連事業の拡充に際して農地中間管理事業の総括を行う必要性和農地集積のみを重視することの是非

池畑浩太郎君（維新）

- (1) 土地改良法の一部を改正する法律案関係
 - ア これまで土地改良事業に投じられた国費及びその実績
 - イ 土地改良事業が行われた農地の転用、荒廃農地化についての総括
 - ウ 土地改良事業団体連合会の会長に現職の国会議員等が就いていることを踏まえて、土地改良事業の透明性・公平性を確保する必要性
- (2) 農業の担い手に企業が含まれることの確認
- (3) 企業が農業に参入する際のインセンティブ
- (4) 特に中山間地域における所得補償施策を講ずる必要性

空本誠喜君（維新）

- (1) 農業者の減少、農地の不適切利用が懸念される状況における農地の集積・集約化の進め方
- (2) 圃場整備事業における水稲からの転換奨励の考え方
- (3) 圃場整備事業における営農計画の策定主体
- (4) 農地のリース方式における企業の農業参入の要件

長友慎治君（国民）

土地改良法の一部を改正する法律案関係

- ア 組合員の高齢化や減少が進んでいる土地改良区の課題
- イ 土地改良区の業務を担う職員の事故の件数及び内容の把握状況
- ウ 標準耐用年数を経過している基幹的農業水利施設の割合
- エ 農業水利施設の老朽化に起因する突発事故件数及び内容
- オ 農業水利施設等の維持管理が困難となった土地改良区の役割を代替的に担う主体
- カ 受け手がいない農地を計画的に林地化する取組において土地改良区に期待される役割
- キ みどりの食料システム戦略において土地改良区に期待される役割

田村貴昭君（共産）

(1) 土地改良法の一部を改正する法律案関係

- ア 耐震化の急施の防災事業について事業実施後に賦課金の増額など農家に不利益が生じた事例
- イ 豪雨対策の急施の防災事業について事業実施後に維持管理費が増額する可能性
- ウ 農地中間管理機構関連事業について事業実施後に維持管理費が増額する可能性
- エ 現行の農地整備事業と農地中間管理機構関連事業との間で農家の費用負担に違いが生じる理由
- オ 土地改良区が組織変更した後に土地改良区が有していた機能が果たされなくなる可能性
- カ 急施の防災事業を実施する上での自治体の負担

(2) 土地改良区域内で畑作転換した場合に納付を義務付けられる地区除外決済金関係

- ア 畑作転換した農家が水田活用直接支払交付金の見直しに伴い交付対象から除外され、地区除外決済金の支払を負担することとなる問題への対応
- イ 水田活用直接支払交付金の見直しを撤回又は新たな支援策を講ずる必要性

(3) 特殊土壌地帯での森林整備においては皆伐ではなく丁寧な間伐を行う必要性

北神圭朗君（有志）

土地改良法の一部を改正する法律案関係

- ア 小規模な農業用用水路が急施の防災事業の対象となる可能性
- イ 泥上げ作業等の農業用用水路が急施の防災事業の対象となる必要性
- ウ 小規模な土地改良区の解散時に市町村への土地改良施設の移管が困難な場合においても施設の適切な維持管理を継続する方策

2 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案起草の件

- ・ 平口委員長から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 衆議院規則第 48 条の 2 の規定により内閣の意見を聴取したところ、金子農林水産大臣から「異存はない」旨の発言がありました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。

(賛成一自民、立民、維新、公明、国民、共産、有志)